

イノシシの保護管理に関するレポート(平成 24 年度版)

(構成イメージ案)

レポートの内容

- このレポートの目的
- イノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題
- 地域ぐるみでの捕獲の推進
- 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律について

● このレポートの目的

1999(平成 11)年の鳥獣保護法改正により特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、イノシシの保護管理のため特定鳥獣保護管理計画(以下、特定計画)が各地で策定され、3期目の計画を推進している地域もある。

イノシシの保護管理は、農作物への被害軽減を中心に施策が行われてきた。しかし、被害軽減のための捕獲数は、右肩上がりの増加傾向を示しているが、以前として被害状況は好転していない。その理由はいくつかあるが、適切な管理計画の策定とその実行に課題があることも確かである。計画内容と計画執行に関しては、都道府県間にかかなりの差があり、特定計画の内容が形式的で形骸化する傾向が見られる地域も生じている。

このレポートでは、まずイノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題について整理するとともに、被害軽減のための捕獲体制整備や捕獲頭数を増加させる施策等の紹介をすることにより、イノシシの保護管理に関わる行政担当者の業務遂行を支援する。

● イノシシ管理の現状と保護管理の主要な課題

イノシシ保護管理の基本

現在のイノシシ保護管理の基本的なテーマは、①農作物の被害を軽減させること、②狩猟獣としての管理、③今後問題化するであろう生態系への影響を一定のレベル（許容範囲）にすることである。このレベルは、最終的には生物学的にではなく社会的に決まる。

特定鳥獣保護管理計画では鳥獣保護管理の3本柱として、個体群管理、被害防除、環境管理をあげており、3つの中では特に被害防除が優先されるが（他の2つが重要でないということではない）、現時点で被害防除と平行して個体群（数）管理も重要である。また2010（平成22）年のガイドラインでは以下の点が指摘されている。

ガイドライン指摘事項

- ・ 保護管理の目標と捕獲目標の設定方法および効果の評価方法の明確化
- ・ 継続的かつ強力な捕獲の推進
- ・ モニタリングの充実（特に個体数指標の活用による個体群動向の把握）および科学的・客観的な評価体制の充実
- ・ 耕作地を含む農地周辺的环境管理の取組
- ・ 地域間連携、部局間連携、市町村との連携、地域ぐるみでの対策
- ・ イノブタ問題および放獣問題
- ・ 捕獲数を増やすための多様な工夫（狩猟者の育成、金銭的インセンティブ、捕獲手法など）。

保護管理の目標の設定

- ◇ 捕獲目標だけが目標と認識され、捕獲によって何を達成するのか（被害量/金額を〇〇頃の水準にする、個体数・指標を〇〇程度の水準にする等）が評価されていないできないケースがある
- ◇ その結果として、状況が改善されていないにもかかわらず、計画目標がおおむね達成されたという評価に終わる（それぞれの目標の性格と位置づけが明確に認識されていない）
- ◇ 推定生息数を把握する手法が確立されていないことや、個体数の季節変動、年変動が大きく、コントロールにおける具体的な目標設定をど

うすべきかが不明確

- ◇ 特に、耕作地周辺における許可捕獲の目標設定方法の検討

今後の保護管理における主な課題

- ◇ データの十分な検討と論議に基づく計画策定とはならず、計画策定自体が行政的なルーチン作業化しているのではないかとと思われる地域がある
- ◇ 捕獲目標達成のための手段（捕獲方法等）が十分に検討されたとは考えられない、機械的な計画がある
- ◇ 効果的・効率的な捕獲技術の適正な普及と運用が必要である（農耕地周辺での集中捕獲、止め刺し）
- ◇ 施策実施における市町村との連携の実態（実際の捕獲はほとんど市町村が担っている）。特定計画と被害防止計画の調整・連動
- ◇ 被害防除等と捕獲を組み合わせた地域施策が有効に展開されているか（地域ぐるみの対策）
- ◇ モニタリング調査結果のフィードバックプロセスが手探り状態で、次の計画策定に有効に生かされていない場合がある
- ◇ 予算不足等から、モニタリングが縮小され、データが極めて不足している中で計画が進められる状況が進行している。最低限必要なモニタリング項目の提示
- ◇ 最も重要な許可捕獲のデータ（捕獲方法・捕獲場所・性等）の収集・解析・活用が十分に行われていない。また、捕獲の効果の検証が不十分な場合がある

●地域ぐるみでの捕獲の推進

平成 23 年 9 月に「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正された。その中で、「狩猟免許を持たない者であっても、一定の要件のもとで、銃器の使用以外による有害鳥獣捕獲に補助者として参画が可能になる」と改正された。これは、地域ぐるみでの捕獲を推進するためである。地域ぐるみでの捕獲の推進については、これまで構造改革特区制度による「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（通称 1303 特区）」として実施されていた。本事業については全国 65 市町村で認定を受け、地域ぐるみでの取組の効果が期待できることから、基本指針の改定に合わせ全国展開を図ることとなった。

◆制度の概要

○市町村や農協、森林組合等、環境省が定める法人が申請する有害鳥獣捕獲の許可に際して、従事者は原則、狩猟免許が必要だが、以下の条件を全て満たせば免許を受けていない者を補助者として含むことができる。

- ・銃器以外の方法による場合
- ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれる場合
- ・当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合

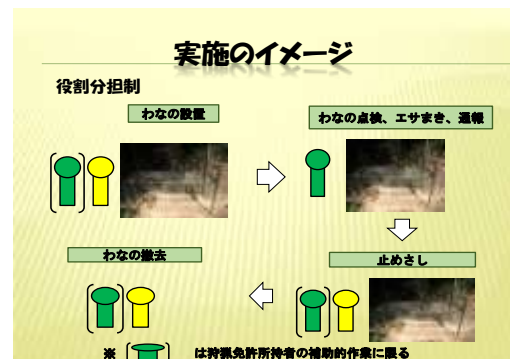
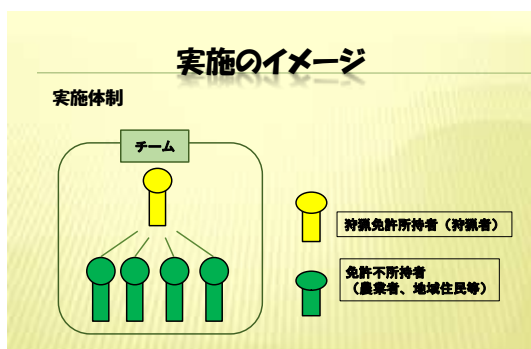
◆実施に当たっての必要事項

○鳥獣保護事業計画への位置づけ

各都道府県の鳥獣保護事業計画に本制度を位置づけることが原則である。

○行政、猟友会、農業者等を含めた地域の合意形成

地元住民、地元猟友会、農林業者、行政の合意形成を図ることが重要である。地域関係者で議論を行い、地域の現状認識の共有や実施体制、役割分担等について、十分に合意形成を行う。



◆ 実施方法

- 猟具は箱わなか囲いわなが基本。ただし、地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護や住民の安全が確保される場合は、くくりわな等も可
- 捕獲技術・安全性の確保
- 役割分担

◆ 実施に当たっての留意点 (Q&A)

これまでの研修会等で説明事項や研修会出席者からの質問について、整理を行う。

◆ 事業の活用事例

- 長崎県諫早市（農林水産部農地保全課）

【これまでの経緯】

平成 23 年 諫早市農林水産部農地保全課に、有害鳥獣対策室が設立
ながさき有害鳥獣被害防止特区を活用開始

【捕獲隊の体制】

- 組織単位 : 自治会
- リーダー : 自治会長もしくは、その地区の代表となる人物
(必ずしも猟友会員ではない)
- 捕獲隊数 : 40 組
- 免許非所持者 : 362 名
- 捕獲報奨金 : 1 頭あたり 7500 円
(県 2500 円 + 市 2500 円 + 市 2500 円 (上乘せ))
※報奨金は頭打ちさせない方針
- その他 : 報奨金の分配は自治会に任せている
- 気を付けている点 : 持続性のある取り組みを目指す
- 良かった点 : 必ずしも捕獲効率が高くなったわけではないが、自分たちで対策をやるという意識改革ができた

1. 特区制度導入の背景には、猟友会の高齢化

市議の方針として捕獲対策を重要視していたが、猟友会の高齢化により、今までの捕獲体制では実施が困難になりつつあり、持続可能な捕獲体制の整備が必要だった。

2. 制度導入の経緯と現状

長崎県の鳥獣害対策の基本方針である「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の 3 つ

を地域で取り組んでもらうため、各自治会長に説明を実施した。捕獲も地元でやらなければならないという考え方を、農家だけでなく地域の人みんなに感じてもらうため、自治会長もしくはその地区のリーダーが、猟友会に話をして、自分のチームに入って欲しい免許所持者を選ぶ手順にした。全 240 自治会のうち、初年度は 28 自治会で、2 年目となる本年度は 37 自治会で 362 名（非農家約 30 名、女性 4～5 名）の免許非所持者が捕獲隊として従事している。



諫早市では、捕獲隊の活動状況について、活動後 1 ヶ月にアンケート調査を実施している。毎年開催している安全講習では、グループワークにて捕獲隊同士の情報交換の場を提供し、現在の活動状況についてもアンケート調査を実施する予定。

表 1 特区捕獲隊の活動推移

年度	平成23	平成24
実施自治会数	28	40
従事者数	336	359
捕獲頭数	91	95
箱わな購入数	170	98

ただし、平成 23 年度は 8 月～10 月、平成 24 年度は 4 月～翌 3 月の取組期間。捕獲数は平成 24 年 12 月末時点。

3. 県との連携

11 次特定計画を策定する際には、捕獲隊の現状や活動する上での問題点について市から報告があり、実状に合わせた計画の見直しができた（今までは猟期は活動できなかったが、平成 24 年度からは年間を通して活動が可能になった）。

○ 長崎県平戸市（市農林水産部農林課）

【これまでの経緯】

平成 16 年 ながさき有害鳥獣被害防止特区を活用開始

地元猟友会と協議し、各地域の猟友会会員に対して周知

平成 18 年 10 地区にて特区捕獲隊が結成し、他地域にも活動が広がり始める

【捕獲隊の体制】

組織単位 : 任意

リーダー : 猟友会員

捕獲隊数 : 23 組

捕獲隊員数：196名（免許所持者・非保持者）

捕獲報奨金：1頭あたり5000円（県2500円＋市2500円）

その他：報奨金はリーダーである有害駆除員に支払いをしており、止め刺し者にはそのうち2000円を支払う仕組み。リーダーにより、残金の分配は異なる

気を付けている点：平戸市には鳥獣害対策の専門職員はおらず、現在の担当者が人事異動する場合もあるため、市は地域の捕獲隊の自主性に任せている

良かった点：捕獲の苦勞を理解し、自分たちで総合的な対策をする意識が芽生えた。また、地域に団結力が生まれたことから、捕獲以外の対策（防護柵設置など）も進むようになった

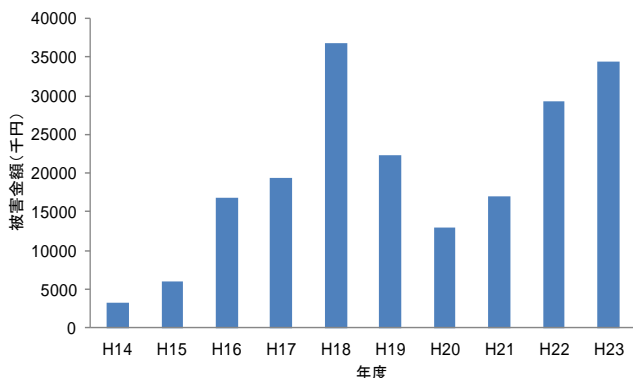
1. 制度導入の経緯と現状

ながさき有害鳥獣被害防止特区は平成16年6月に認定を受け、平戸市を含む5市町村で運用を開始した。当時はイノシシによる農作物被害が激化しつつあり、農家が箱わなの設置を希望しても、被害件数が多く順番待ちをしなければならなかった。そこで、特区を活用する地区には、優先的に箱わなを配布することを説明し、希望する10地区が平成18年度に捕獲隊を立ち上げた。平成24年度には、23地区で196名が活動しており、そのうち2～3割が非農家（元々は農家）。



表2 特区捕獲隊の活動推移

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
捕獲隊数	10	21	21	20	20	21	23
従事者数	90	180	180	169	173	175	196
捕獲頭数	110	132	408	204	418	378	—



被害対策に取り組んでいる地域では被害が減少しているが、未対策地域で被害が増加しているため、被害金額は平成21年度から増加に転じている。

図1 平戸市における農作物被害金額の推移

2. 捕獲実施者の役割分担

平戸市では、3つの捕獲実施者の役割分担を意識している。特区制度による捕獲隊は、免許非所持者も従事可能であり、各地域における被害防除のための捕獲を自主的に取り組む組織として位置づけている。

特措法に基づく鳥獣被害防止対策実施隊は、銃猟免許所持者に限定して従事しており、行政の要請に対して捕獲を実施する。民間隊員は現在2名で、非常勤職員として規定しており、特区制度による捕獲隊が使用する箱わなの運搬なども行っている。

有害鳥獣捕獲実施者は、猟友会からの推薦者で、免許所持者に限定している。特区制度による捕獲従事者のうち、免許所持者のほとんどが有害鳥獣捕獲実施者としても位置づけられており、これにより特区制度による捕獲隊でイノシシを捕獲した場合に、報酬が支払われる仕組みとなっている。

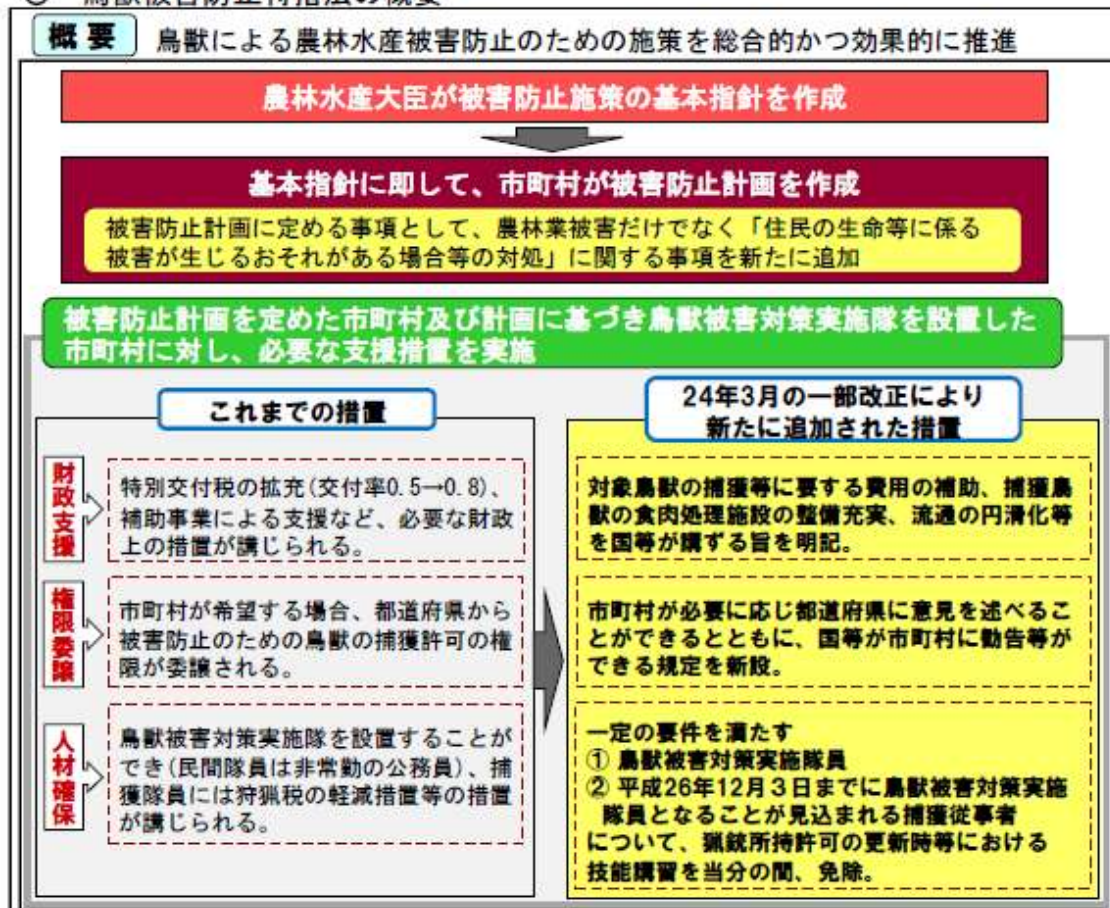
● 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律について

鳥獣による被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、鳥獣被害防止特措法）」が制定された。

この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするものである。

法律制定後も鳥獣被害が依然として深刻であることに加え、鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少や高齢化が進んでいることなどの現状を鑑みて、被害防止対策の効果的な推進に資するため、平成24年3月に法律の一部が改正された。

○ 鳥獣被害防止特措法の概要



※農林水産省 HP より引用

【鳥獣保護法との連携について】

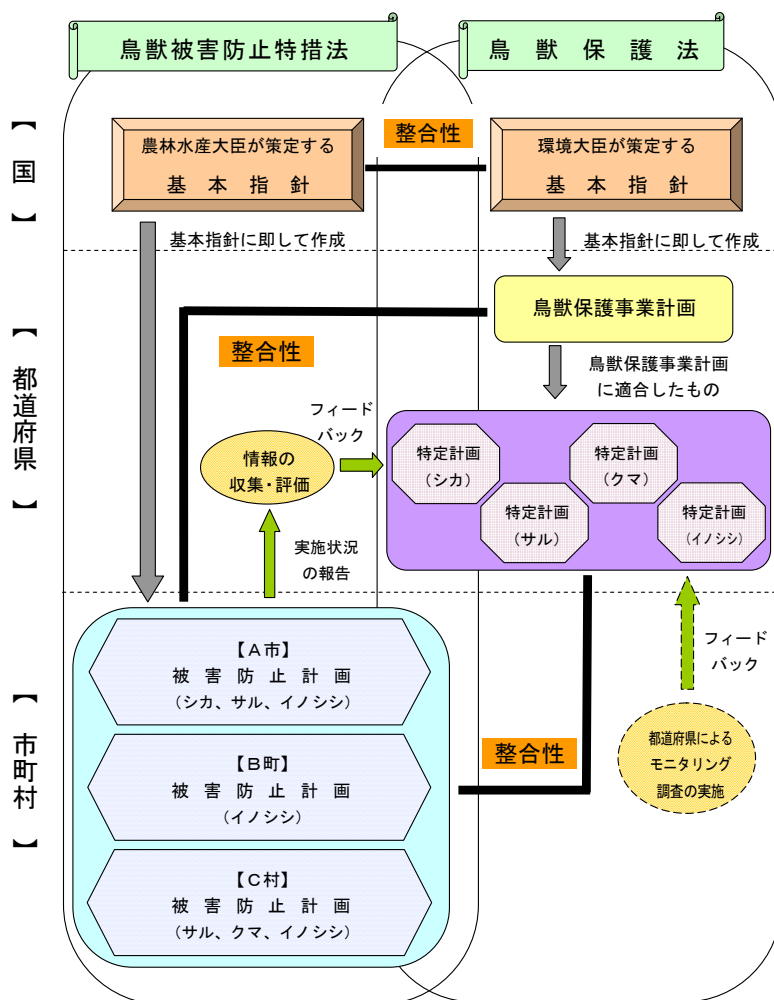
鳥獣保護管理を推進するためには、鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法が両輪となり推進することが必要不可欠であり、鳥獣被害防止特措法には、以下のような連携規定がおかれている。

鳥獣被害防止特措法に基づく基本指針

『農林水産大臣が定める「基本指針」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない（第三条の三）』

被害防止計画

『鳥獣保護事業計画（特定鳥獣保護管理計画）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性のとれたものでなければならない（第四条の四）』



※点線囲み部分は現在法律上規定されていないもの（基本指針に記載）。

【連携強化に向けた具体策（案）】

○連絡会議の開催

都道府県の環境部局サイドまたは農林部局サイドと市町村の農林部局サイドの担当者が、一堂に会し両計画を推進するための意思疎通の会合を開催することが効果的である。都道府県内の情報共有を推進し、特定鳥獣保護管理計画と被害防止計画の整合性をとり、効率よく被害の軽減を図ることを目指す。

○役割分担の明確化

特定鳥獣保護管理計画を策定している都道府県においては、市町村が作成する「被害防止計画」を、特定鳥獣保護管理計画の実施計画と連動させ、より効果的な対策の実施を検討する。例えば、被害対策は被害防止計画において、分布拡大地域への対応や全体のモニタリング等は特定計画において対応を行うなど、各都道府県内で、複数の部局にまたがる予算や人材などを集約し、適切な役割分担のもと、一体的に対策を実施していくことが効果的である。

